

「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会」について

1 検討会設置趣旨

インクルーシブ教育の進展を踏まえた中で、今後の特別支援教育のあり方について、専門技術的な視点から現状と課題を整理するとともに、神奈川県（以下「本県」とする。）における特別支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的として、本検討会が設置された。

2 検討内容

検討会では次の事項について検討を進めた。

- (1) 本県の特別支援教育の現状把握と課題の整理に関すること
- (2) 本県の今後の特別支援教育の方向性に関すること
 - ア 特別支援学校の整備のあり方について
 - イ 医療的ケアのあり方について
 - ウ 特別支援教育における県と市町村の役割分担のあり方について

特別支援教育をめぐる動向

1 世界の動向

平成6年に、ユネスコのサラマンカ宣言において、「万人のための教育」の実現を目指すことが宣言され、その実現に向けた目標として、インクルーシブ教育が提唱された。

平成13年に、WHO（世界保健機関）総会において、国際生活機能分類（ICF）が採択された。ICFは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えている。障がいのある人が、日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものも含まれるという、いわゆる「社会モデル」の考え方に变化した。

平成18年に、国連において「障害者の権利に関する条約」が採択され、「障がいのある人が、他の人との平等を基礎として、その生活する地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること」等の具体的な条件が示された。

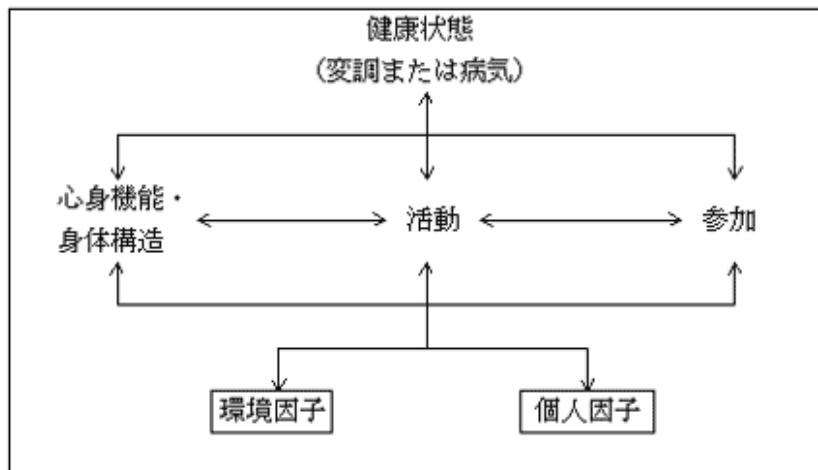
平成25年に、ユネスコ総会において、「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）に関するグローバル・アクション・プログラム」が採択された¹。

平成27年に、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、「持続可能な開発目標（SDGs：SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）が記載された²。SDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことが誓われた。

¹ 「全ての人々が、持続可能な開発に貢献するための知識、技能、価値観、態度を習得する機会を得るため、教育及び学習を再方向付けすること」「持続可能な開発を促進する全ての関連アジェンダ、プログラム及び活動において、教育及び学習の役割を強化すること」を目的としている。（文部科学省HP「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」より。アクセス日 2020・2・24）

² 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。（外務省HP「JAPAN SDGs Action Platform SDGsとは？」より。アクセス日 2020・2・24）

ICFの構成要素間の相互作用



「ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—」より（中央法規 平成 14 年）

2 国の動向

昭和 54 年に、文部省（当時）は、養護学校制度の義務制に向けて、昭和 47 年度を初年度として、「特殊教育拡充計画」を策定し、養護学校（当時）の整備や特殊学級（当時）の増設が計画された。この結果、障がいのある児童・生徒すべてに学籍が保障され、特殊教育（当時）の制度が確立された。

平成 5 年に、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、小・中学校における通級による指導が制度化され、通常の学級に通う児童・生徒への多様な対応が可能になった。

平成 13 年に、特殊教育を取り巻く当時の動向を踏まえ、「21 世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」が出された。

平成 14 年に、学校教育法施行令の一部改正が行われ、第 22 条の 3 に該当する障がいのある児童・生徒は養護学校に就学するところ、市町村の教育委員会が小・中学校で適切な教育を受けることができると認めたもの（認定就学）について、小・中学校に就学することが可能なものとなった。

平成 15 年に、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議により、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」がまとめられた。

平成 19 年に、学校教育法の一部改正により、従来の特殊教育は特別支援教育の制度へと転換した。これに伴い、平成 19 年に、「特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援教育が、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍する全ての学校において実施されるものとして、基本的な考え方、留意事項等について示された。

平成 23 年に、障害者基本法が改正された。

平成 24 年に、特別支援教育の在り方に関する特別委員会による「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推

進（報告）」がまとめられた。

平成 25 年に、学校教育法施行令の一部改正により、これまでの学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する障がいのある児童・生徒は、原則、特別支援学校に就学するという仕組みから、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められ、柔軟な就学措置が可能になった。

平成 25 年に、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定された。

平成 26 年に、障害者の権利に関する条約を批准した。第 24 条教育の 1 で、「(略) 締結国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障がい者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。」としている。

3 神奈川県の変遷

昭和 59 年に、本県は、神奈川県総合福祉政策委員会総合政策部会による「総合福祉政策の推進のために（提言）」を受け、本県における障がいのある子どもたちの教育の進むべき方向性を「共に学び共に育つ教育」と定めた。

平成 7 年～15 年に、県立第二教育センター（現、県立総合教育センター）が中心となり、教育局内各課と連携して、学校におけるインクルージョンの展開に向けた調査・研究が実施された³。

平成 14 年に、これからの支援教育の在り方検討協議会による、「これからの支援教育の在り方（報告）」を基本として、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたち一人ひとりが持つ自らの力では解決することが困難な課題を「教育的ニーズ」として捉え、それぞれの子どもに応じた働きかけをする「支援教育」が示された。

平成 19 年に、県教育委員会は、明日の神奈川を担う人づくりを進めるため、本県の教育の総合的な指針として、今後 20 年間を見据えた「かながわ教育ビジョン」を策定した。重点的な取組に、共に育ちあう教育として、誰をも包み込む、インクルージョン教育を目指すことが示された。

平成 25 年に、神奈川の教育を考える調査会「最終まとめ」において、小・中学校から高校まで「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」等「多様な学びの場」による連続性の確保と、それぞれにあった特別支援教育を推進する必要があることや、障がいのある児童・生徒が通常の学級で共に学びやすくする環境づくりを進めていく必要があること等が報告された。

³ 平成 7～9 年「教育上配慮を必要とする子どもたちのための教育の在り方研究委員会（第一次研究）」、平成 10、11 年「インクルージョンの展開に向けた調査研究委員会（第二次研究）」、平成 12、13 年「インクルージョンの展開に向けた地域教育資源ネットワークシステムのあり方研究委員会（第三次研究）」、平成 14、15 年「インクルージョンの展開に向けた支援ネットワークシステムのあり方研究委員会及び調査研究協力会（第四次研究）」

平成 26 年に、県立高校改革推進検討協議会による「県立高校の将来像について（報告）」の中で、これからの県立高校の果たすべき役割として、「支援教育の理念に基づくインクルーシブな高校づくり」や、これからの県立高校改革のあり方として、「県立高校でのインクルーシブな学校づくり」等が挙げられた。

このことを踏まえて、県教育委員会は、平成 27 年 1 月に策定した「県立高校改革基本計画」において、重点目標のひとつに「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進」することを位置づけ、その後、平成 28 年 1 月に策定した「県立高校改革実施計画（全体）」の中で、県立高校において推進すべき具体的な取組みを掲げた。

平成 27 年 10 月に、県教育委員会は「かながわ教育ビジョン」を一部改定し、第 4 章「展開の方向」基本方針 4「取組みの方向」の具体として、「特別支援学校における進路指導と専門的な教育などの充実」「特別支援学校の整備」が示された。また、基本方針 5「取組みの方向」の具体として、「インクルーシブ教育の推進」が示された。また、第 5 章「重点的な取組み」II「共生社会づくりにかかわる人づくり」として、「インクルーシブ教育の推進」が示された。

さらに、令和元年 10 月に「かながわ教育ビジョン」を一部改定した。第 5 章「重点的な取組み」II「共生社会づくりにかかわる人づくり」として、「インクルーシブ教育の推進」の内容が改定された。

III

神奈川県の特特別支援教育の現状と これまでの取組み

1 特別支援教育の現状

(1) 特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加

県内市町村では、通級による指導⁴を受けている児童・生徒数が、平成 19 年度から平成 30 年度までの間に、小学校では、1.89 倍、中学校では、4.93 倍に増加している⁵。障害種別では、特に、自閉症・情緒障害は、小学校では 2.56 倍、中学校では 4.67 倍となり、とりわけ学習障害・注意欠陥多動性障害は、小学校では 6.78 倍、中学校では 21.37 倍と増加が顕著である。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学校では、2.07 倍、中学校では、1.84 倍に増加している。障がい種別では、小学校では、自閉症・情緒障害が 1.87 倍、知的障害が 2.42 倍で、中学校では、自閉症・情緒障害が、1.92 倍、知的障害が 1.78 倍に増加している。

さらに、特別支援学校の児童・生徒数は、小学部は 1.07 倍、中学部は 1.02 倍と微増の中、高等部は 1.66 倍に増加している。障がい種別では、視覚障害、聴覚障害が減少、病弱・身体虚弱が横ばい、肢体不自由と知的障害が増加傾向（肢体不自由 1.17 倍、知的障害 1.40 倍）にある。特に、高等部知的障害教育部門（通学）の生徒数が 1.66 倍に増加している。

⁴ 各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別な指導を特別な場で行う教育形態。

⁵ 小数点第 3 位以下切り捨て。

通級による指導の状況 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
児童・生徒数の推移

校種	障害種	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	言語障害	2,192	2,267	2,318	2,358	2,400	2,470	2,497	2,641	2,848	2,958	3,104	3,133
	難聴	153	133	149	152	159	166	132	164	166	157	156	171
	自閉症・情緒障害	765	847	890	965	1,023	1,073	1,144	1,264	1,396	1,596	1,817	1,961
	LD、ADHD	130	156	268	291	417	487	524	559	689	719	787	882
	弱視	10	10	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3,250	3,413	3,634	3,773	3,999	4,196	4,297	4,628	5,099	5,430	5,864	6,147
中学校	言語障害	36	42	46	44	39	35	45	48	46	44	69	55
	難聴	26	27	26	19	20	17	23	23	24	25	41	22
	自閉症・情緒障害	77	124	169	210	218	232	200	223	271	326	418	360
	LD、ADHD	16	21	49	98	130	150	146	212	277	341	385	342
	弱視	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	158	215	291	372	407	434	414	506	618	736	913	779

特別支援学級の状況 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
児童・生徒数の推移

校種	障害種	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	知的障害	2,306	2,393	2,498	2,688	2,874	3,034	3,267	3,714	4,149	4,584	5,070	5,582
	肢体不自由	141	152	161	161	161	157	160	163	165	173	180	173
	病弱・身体虚弱	69	76	80	76	76	83	81	90	90	94	101	123
	弱視	23	25	33	31	34	35	38	38	39	45	43	45
	難聴	34	37	41	46	49	43	39	38	31	31	31	42
	言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症・情緒障害	3,215	3,629	4,059	4,224	4,426	4,673	4,853	4,964	5,093	5,407	5,660	6030
	計	5,788	6,312	6,872	7,226	7,620	8,025	8,438	9,007	9,567	10,334	11,085	11,995
中学校	知的障害	1,270	1,330	1,465	1,518	1,631	1,610	1,693	1,841	1,988	2,119	2,217	2,261
	肢体不自由	47	54	59	70	72	76	67	56	57	68	77	74
	病弱・身体虚弱	21	23	22	26	26	27	25	29	38	36	37	46
	弱視	10	9	12	13	8	8	7	7	9	11	22	11
	難聴	10	11	9	10	7	9	13	16	19	18	22	18
	言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症・情緒障害	1,081	1,220	1,394	1,495	1,622	1,756	1,883	1,962	2,059	2,076	2,044	2,085
	計	2,439	2,647	2,961	3,132	3,366	3,486	3,688	3,911	4,170	4,328	4,419	4,495

**特別支援学校の状況
児童・生徒数の推移（平成30年5月1日現在）**

年度・ 障害部門	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
視覚障害	252	250	239	252	247	247	235	226	221	205	207	210
聴覚障害	307	331	346	341	327	330	316	309	310	314	302	304
肢体不自由	1,159	1,179	1,235	1,275	1,316	1,338	1,355	1,416	1,428	1,408	1,379	1,365
病 弱	157	162	166	169	171	198	203	190	199	180	164	186
知的障害	4,481	4,778	4,951	5,217	5,461	5,607	5,747	5,975	6,038	6,129	6,206	6,308
計	6,356	6,700	6,937	7,254	7,522	7,720	7,856	8,116	8,196	8,236	8,258	8,373

(2) 障がいの重度・重複化、多様化

特別支援学校には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5障害の教育部門があり、児童・生徒等は、それぞれの障がいの程度や、実態に合わせた教育課程で学んでいる。

そうした中、特別支援学校に在籍する児童・生徒等の障がいの重度・重複化、また多様化の傾向がみられる。

例えば、肢体不自由教育部門においては、人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒等が増加している。また、その他の教育部門にも医療的ケアが必要な児童・生徒等の在籍が増加している。

さらに、高等部知的障害教育部門における指導は、小学部から一貫した指導・支援を受けている障がいの程度が重度の生徒への指導や、中学校特別支援学級から進学する比較的障がいの程度が軽度な生徒への指導など、多岐にわたっている。

小・中学校においても、特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、発達障害等の児童・生徒への学習支援や介助、医療的ケアの実施等、特別支援教育を必要とする児童・生徒が一定の割合で在籍しており、その教育的ニーズも多様化している。

**県立特別支援学校における医療的ケア実施状況
医療ケア等実施承認者⁶数の推移**

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ケア承認人数	51	78	94	117	129	147	170	177	186	205	220	218	228	238	232	237
注入	26	51	61	79	92	108	130	131	137	165	212	227	240	259	265	345
吸引	23	43	61	81	103	115	145	147	140	158	186	183	192	209	203	203
吸入	8	8	11	12	19	19	23	25	25	26	20	19	21	20	21	19
導尿(自己・介助)	2	4	4	3	6	9	5	5	8	7	7	7	9	11	10	10
摘便	0	1	1	2	1	2	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0
糖尿病関係	0	0	0	0	2	1	0	2	4	6	6	5	3	2	1	1
気切・エアウェイケア	0	0	1	3	3	2	2	14	11	19	29	37	38	33	33	61
浣腸	0	0	1	2	3	1	2	3	2	1	2	2	2	1	1	3
膀胱洗浄	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
酸素療法	1	0	3	3	3	9	12	15	18	17	17	16	20	25	25	27
人工呼吸器療法	0	0	1	1	0	1	0	0	2	2	2	3	4	6	8	8
その他	0	1	2	1	0	16	5	4	4	4	12	20	20	15	6	11
ケア延べ数	60	108	146	187	233	284	328	347	353	405	493	519	549	581	573	688
医療ケア等実施校数	8	9	10	11	11	12	12	13	14	14	14	14	14	15	14	16
看護師数(常勤)	15	16	17	17	19	22	22	23	24	24	24	28	28	29	29	29
非常勤看護師数	0	0	0	0	0	3	9	9	9	9	9	9	9	9	9	15

2 これまでの取組み

(1) インクルーシブ教育の推進

本県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを基本的な考え方として、インクルーシブ教育の推進に取り組んできた。

○ 小・中学校における取組み

小・中学校では、平成27年度から平成30年度まで、「『みんなの教室』⁷モデル事業」として、県内4市町7校(小学校4校、中学校3校)において実践研究が実施された。

令和元年度からは、このモデル事業の成果を全県に周知して普及を図るとともに、教育相談コーディネーター⁸を中心とした校内支援体制を整備するた

⁶ 学校での医療的ケアの実施に向けて手続きを行い、学校長から承認を受けた児童・生徒。

⁷ 全ての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を受けられることができる仕組みのこと。

⁸ 神奈川県教育委員会が養成する「教育相談コーディネーター」は、特別支援教育だけでなく、不登校等の対応を兼ねたコーディネーターとして指名している。

めに、指定した市町において教育相談コーディネーターの後補充として教員を配置する「校内支援体制整備事業」を開始した。

○ 県立高校における取組み

県教育委員会では、平成 27 年 1 月に「県立高校改革基本計画」を策定し、重点目標のひとつに「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進」することを位置づけた。その後、平成 28 年度にスタートした、「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、知的障害のある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、「インクルーシブ教育実践推進校」⁹パイロット校 3 校を指定し、令和 2 年度にスタートするⅡ期計画では、新たに 11 校を指定した¹⁰。

また、学校教育法施行規則の改正により、平成 30 年度から、発達障害（学習障害等）等、主たる障がいがあるが知的障害以外の生徒に対する通級による指導を高校で導入できるようになったことから、Ⅰ期計画を改定し、「通級指導導入校」（自校通級）3 校を指定した。さらに、Ⅱ期計画では、他校通級指導に取り組む高校 1 校を指定した。

○ 県立特別支援学校における取組み

県教育委員会では、平成 12 年 4 月に、県立特別支援学校の児童・生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学生と交流及び共同学習を行う「居住地交流」について、具体的な手順や留意事項等を示したガイドラインを作成した。

平成 29 年度には、共生社会の実現に向けた取組みであるという重要性から、その取組みがより連続性のある継続したものとして実施できるようガイドラインを改訂した。

また、特別支援学校の児童・生徒が居住地の小・中学校に、いわゆる「副次的な籍」を置くという仕組みを設け、地域とのつながりを維持・継続している市町村の事例もある。

（2） 特別支援教育のセンター的機能の充実

本県では、県内を 5 ブロックの地域に分け、各地域内の県立特別支援学校が連携しながら校内、校外支援を進める形で、センター的機能を推進している。

センター的機能として、具体的には、教育相談コーディネーターや専門職等が中心となり、地域の学校や保護者の相談・支援を行うとともに、各種研修の開催や、市町村により設置している相談支援チームに特別支援学校の教

⁹ 共生社会の実現を目指し、知的障害のある生徒が高校教育を受ける機会を広げながら、全ての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組む県立高等学校のこと。

¹⁰ P 27 参照。

高等学校の学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成と、特別支援学校のセンター的機能を推進する人材の養成を図っている。

(4) 個別の支援計画の推進

本県では、特別支援学校において、平成 17 年度から「個別の支援計画」としてライフステージに沿った所属機関の縦の連携をつなぐ「支援シートⅠ」と、教育、医療、福祉、労働等諸機関の横の連携をつなぐ「支援シートⅡ」を導入した。

小・中学校において、平成 18 年度から特別支援学級在籍又は通級による指導を受ける児童・生徒、平成 19 年度から通常の学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対して導入した。

県立高校においても、入学前から支援シートを作成している生徒については、引き続き本人、保護者の意向により、活用できるようにしている。

(5) 就学相談・支援

平成 25 年 9 月、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、障がいのある児童・生徒は特別支援学校への就学を原則としていた仕組みを、市町村教育委員会が児童・生徒の障がいの状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められた。各市町村教育委員会では、この改正を受けて、就学先を決定する仕組みづくりを整え、対応している。

本県では、平成 28 年 4 月に、就学先決定時のみならず、就学後の一貫した支援について助言を行うよう、県教育委員会に設置されていた「県就学指導委員会」を「県教育支援委員会」に変更した。

(6) 医療的ケアへの対応

県立特別支援学校において、平成 30 年 5 月時点で、医療的ケアを承認している児童・生徒は 237 人在籍しており、平成 19 年度の 129 人から大幅に増加している。こうした児童・生徒等を支援するため、平成 15 年度から「医療的ケア等支援事業」を開始し、平成 30 年度には常勤看護師 30 名、非常勤看護師 15 名、計 45 名の看護師を 16 校に配置している。

また、教員も「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく研修を受け、医療的ケアを実施している。しかし、近年、教員が対応することができない、高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒等が増えており、こうした児童・生徒等に対応するため、看護師が高度な医療技術・機器についての知識等を身につ

けていくことが課題となっている。

このため、県教育委員会では、看護師の増員を図るとともに、平成 29 年度から平成 30 年度末まで、医師、保護者、看護師、担当教諭等からなるワーキンググループを設置し、県立特別支援学校における医療的ケア支援体制の充実に向けた検討を行い、その検討結果をもとに当面の方策をとりまとめ、平成 31 年 4 月に各県立特別支援学校に通知した。

また、本県では、平成 30 年 4 月から、政令市を除く市町村立小・中学校での、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するために、県教育委員会が支援を行うことを目的とした「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を開始した。令和元年度は、1 市 1 町で本事業が活用されている。

各市町村では、文部科学省の平成 31 年 3 月の「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」を踏まえた体制整備に取り組んでいる。令和元年度は、複数の市町村で、独自に看護師を配置し、支援体制整備がすすめられている。

(7) 県立特別支援学校の整備

県教育委員会では、平成 19 年に策定した「県立教育施設再整備 10 か年計画(まなびや計画)」において、新校等の整備を位置付け、取組みを進めてきた。平成 22 年には岩戸養護学校、平成 23 年には相模原中央支援学校、平成 25 年には横浜ひなたやま支援学校、平成 28 年にはえびな支援学校を開校した。また、平成 28 年からは、その後継計画である「県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)」により、令和 2 年 4 月には、横浜市青葉区に、あおば支援学校が開校予定である。さらに、令和 3 年 4 月には、湯河原町から、旧湯河原中学校の跡地の一部を県が無償で借り受けて校舎を建築し、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（仮称）を開設する予定である。

また、地域的な課題を解決する方法として、秦野市に在住する障がいのある児童・生徒の通学負担解消に向け、平成 28 年 4 月には、秦野市立末広小学校の校舎の一部を県が無償で借り受け、秦野養護学校の知的障害教育部門の小・中学部（末広校舎）を設置した。平成 31 年 4 月には、秦野養護学校本校舎内に、知的障害教育部門の高等部校舎を増築し、肢体不自由教育部門を新たに設置した。

なお、特別支援学校の過大規模化、過密化を解消することを目的に、平成 16 年度から分教室を設置し、現在は、県立高校内に 20 の分教室が設置されている。

特別支援学校では、自校の教育課程を踏まえて、ライフステージと地域生活を考慮した教育活動全般にわたる個別教育計画を作成し、児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実に努めてきた。

また、切れ目ない支援のひとつとして、社会自立支援員を、県内5つのブロックの拠点となる特別支援学校7校に1名ずつ配置し、職場体験先企業や就労先企業の開拓、卒業後就労した生徒の職場定着支援等を、企業や関係機関及び学校が連携して行うよう努めてきた。

特別支援学校分教室の設置状況（令和元年5月1日現在）

	本校名	分教室設置校	設置年度
1	保土ヶ谷養護学校	舞岡高校	平成16年度
2	みどり養護学校	新栄高校	
3	瀬谷養護学校	大和東高校	平成17年度
4	鶴見養護学校	岸根高校	平成18年度
5	相模原養護学校	橋本高校	
6	鎌倉養護学校	金井高校	平成20年度
7	武山養護学校	津久井浜高校	
8	座間養護学校	有馬高校	
9	中原養護学校	住吉高校	平成21年度
10	麻生養護学校	元石川高校	
11	三ツ境養護学校	瀬谷西高校	
12	保土ヶ谷養護学校	横浜平沼高校	平成22年度
13	高津養護学校	生田東高校	
14	座間養護学校	相模向陽館高校	
15	高津養護学校	川崎北高校	平成23年度
16	小田原養護学校	大井高校	
17	金沢養護学校	氷取沢高校	
18	瀬谷養護学校	大和南高校	平成24年度
19	藤沢養護学校	鎌倉高校	
20	伊勢原養護学校	伊志田高校	

（8） 研究・研修

県立総合教育センターでは、これまでも多様な教育課題の解決に向けた調査・研究や教育施策の形成や提言、検証等に関する調査・研究に取り組んできた。

特別支援教育並びにインクルーシブ教育に関する調査・研究についても、常に世界や国の動向を見据えながら先進的に取り組んできた。

サラムンカ宣言が出された翌平成7年から「インクルーシブ教育」に関する研究委員会を立ち上げ、調査・研究に取り組み始め、教育的ニーズのある児童・生徒等を支援するためには、校内外の教育資源とつながることが重要であり、そのためのキーパーソンが必要であるという方向性を示した。現在、各学校で指名されている「教育相談コーディネーター」は、この考え方から

位置付けられたものである。

また、平成10年には、「養護学校等の地域障害児教育支援機能のあり方に関する研究委員会」を立ち上げ、今でいう「特別支援教育のセンター的機能」に関する調査・研究に取り組んだ。

こうした研究の成果も参考に、平成14年の「これからの支援教育のあり方(報告)」がまとめられた。

その後も、「インクルーシブ教育」「支援教育」「特別支援教育」に関する研究に取り組み、研究成果物による情報提供や研修講座での発信を行っている。

研修講座では、すべての年次研修と管理職研修において「インクルーシブ教育」に関する内容を扱い、系統的に実施している。また、「教育相談コーディネーター養成研修講座」も毎年計画的に実施している。

また、「特別支援教育」に関しては、「特別支援学級新担当教員研修講座」や「通級指導教室新担当教員研修講座」、「医療ケア等担当教員研修講座」、「進路支援新担当教員研修講座」「特別支援学校への人事交流教員研修講座」等の人材育成に関する研修講座や「特別支援教育授業づくり研修講座」等の授業力向上等に関する研修講座を実施している。

特別支援教育に関する主な研究（令和元年度・県立総合教育センター）

【多様な教育課題解決に向けた調査・研究】
特別支援学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する研究〔中間報告〕
【教育施策の形成や提言・検証等に関する調査・研究】
「インクルーシブな学校づくり」の推進に関する研究

IV

神奈川県の特例支援教育における課題

1 教育環境の整備

(1) 小・中学校、高等学校等

- 小・中学校の通常の学級には、発達障害等の児童・生徒が増加しており、これらの児童・生徒に必要な指導や支援が行える教員等の配置や教材の確保、地域の特別支援学校等の専門機関との連携等の教育環境の総合的な充実が望まれる。
- 小・中学校の通級による指導や、特別支援学級では、専門性のある教員の複数配置が難しい現状にある。
- 多様な学びの場の整備により、地域で学ぶ取組みが進行することに伴い、指導の充実を図るための教室数確保等、学習環境の整備が必要となっている。
- 小・中学校の教員配置については、これまで義務標準法¹¹の教員定数に基づく教員配置や加配をしているが、通常の学級と特別支援学級間等の交流及び共同学習を行う際の指導体制に苦慮している現実がある。
- 平成30年度から、県立高校における通級による指導が始まり、教材等の整備をしているところだが、学ぶ場を問わず支援が受けられるよう、今後も必要な教材等、教育環境の整備を図っていくことが必要である。
- 県立高校の通級による指導では、専門性のある教員の複数配置が難しい現状にある。
- 令和2年度からインクルーシブ教育実践推進校が14校に増えることから、県立高校においても一層の学習環境の整備が必要である。

(2) 特別支援学校

- 児童・生徒等の増加に伴う教室の狭隘化^{きょうあい}等、過大規模化への対応として、これまで新設校の設置や校舎の増築、部門の併置等、整備を進めてきたが、今後は児童・生徒数の推移等を踏まえるとともに、地域的な課題への対応や、地域とのつながりを考慮しながら、新たな特別支援学校の役

¹¹ 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の略称。

割も意識した、なお一層の整備を行う必要がある。

- 児童・生徒等数は、特に横浜・川崎地区等、増加が顕著な地域もあり、今後も一定の増加が見込まれることからその対応について検討が必要である。
- 障がいの重度・重複化、多様化を踏まえ、児童・生徒等の実態に応じた施設・設備面の対応が必要である。特に、自立と社会参加に向けてこれからの社会背景や障がいのある生徒の社会参加形態の多様化に合わせた職業教育の充実を図るための作業学習等の充実と、施設・設備の充実が課題である。
- 既存の各特別支援学校の校舎については、老朽化が進んでいる状況であり、現在も対策を講じているが、引き続き計画的に改修等を行っていくことが必要である。
- 高等部知的障害教育部門の学びの場として、県立高校に現在 20 の分教室を設置しているが、インクルーシブ教育実践推進校の指定や通級による指導の拡充など、多様な学びの場の整備に伴い、分教室のあり方についても、併せて考えていく必要がある。

2 特別支援教育のセンター的機能

- 小・中学校における特別支援学校のセンター的機能の活用については、市町村ごとに理解も進み、仕組みも構築されているところだが、今後、インクルーシブ教育推進に向けた特別支援教育をさらに充実するためには、改めて必要な課題を整理する必要がある。
- 高校においては、小・中学校に比べて特別支援学校の教育相談を活用する件数が少ない。主な相談内容は個々のケースへの対応についてであり、センター的機能を活用した高校の支援体制の構築が望まれる。
- 小・中学校、高等学校等において特別支援学校で培われてきた支援方策等を積極的に活用していけるような環境整備が必要である。
- 高等部知的障害教育部門における、障がいの軽度な生徒への教科指導や生徒指導等が必要な生徒の指導・支援については、これまでの特別支援学校が蓄積してきた指導方法では対応が不十分な状況があり、進路指導も含め、高校との連携等を積極的に図っていくことが必要である。

3 教員の専門性の向上と育成

- 小・中学校の通常の学級や高校に在籍する障がいのある児童・生徒等への対応を含め、すべての教員が特別支援教育の基本的な知識を身につ

- けることが今後より一層求められる。
- 特別支援学級では、初めて担当する教員も多くいることから、特に研修の充実が必要である。
 - 小・中学校における医療的ケアの支援体制を整備していく上では、看護師の配置や教員の研修等の実施が必要である。
 - 教育相談コーディネーターには、様々な関係機関の役割を見極め、有効な支援につなげていく役割が求められるため、幅広い知識や、コーディネート力の向上が求められる。
 - 特別支援教育の専門性に関する研修の機会と時間を確保することが難しい現状がある。
 - 教員の研修のすべてを校内研修や総合教育センター等の研修で行うのは難しく、大学等外部機関のより一層の活用が望まれる。

4 医療的ケア

(1) 小・中学校

- 小・中学校に在籍する、医療的ケアが必要な児童・生徒数は、少しずつ増加している状況にあり、小・中学校における医療的ケアへの支援体制の整備を進めていくことが必要である。
- 整備の状況は、各市町村により差異があり、看護師の確保や支援体制整備を市町村だけで進めていくことは難しい地域もある。
- 県教育委員会では、小・中学校における医療的ケアの支援体制の整備を進めるため、平成30年度から県立特別支援学校の看護師を依頼のあった、政令市を除く市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取組みを始めたところである。今後は、こうした取組みの成果や課題を全県的に共有し、各市町村における仕組みの構築に活かしていくことが望まれる。

(2) 特別支援学校

- 特別支援学校においては、高度な医療的ケアへの対応についての支援体制整備を充実させていくことが急務である。
- 授業場面においては、教科等の授業を行うに当たる一方、多様化する医療的ケアへの対応や、人工呼吸器等高度な医療的ケアへの対応等、これまで以上に安全管理に対して細心の注意を払う必要がある。
- 看護師による適切なケアとともに、担当教員等による常時のきめ細やかな健康状態の把握や対応が必要な児童・生徒等が複数在籍するクラス

では、指導体制の調整に苦慮している現実がある。

- 安心・安全な支援体制整備という上では、看護師や担当教員の適切な配置が必要である。また、高度な医療的ケアへの対応として、人数を増やすだけでなく、諸条件を整えていく必要がある。
- 県教育委員会が、平成29年度から2年間実施した、医療的ケアに関するワーキンググループがまとめた、「県立特別支援学校における人工呼吸器の対応に関するガイドライン」を踏まえ、その確実な実施が求められている。

(3) 医療や福祉との連携

- 医療的ケアが必要な児童・生徒等の通学支援や保護者の付き添いへの支援等、教育だけで取り組むことは厳しい面もあり、幅広く医療及び福祉との連携を図っていく必要がある。

5 校内支援体制

(1) 小・中学校、高等学校等

- 小・中学校においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場がそれぞれつながりを持ち、また、交流及び共同学習が継続した取り組みとなるよう進めることが必要である。
- 小・中学校においては、継続した交流及び共同学習に取り組めるよう、校内の共通理解のもとで、時間割りを調整することや、個別の支援計画や個別教育計画の活用等の工夫がさらに必要になる。
- インクルーシブ教育の推進に向け、小・中・高等学校においては今後、特別支援学校等と連携して、個々の児童・生徒等の実態に応じた指導・支援をさらに充実させていくことが必要である。
- インクルーシブ教育実践推進校や通級指導導入校だけでなく、どの高校においても必要な指導や支援ができる校内の支援体制の整備の充実が求められる。

(2) 授業改善

- 全ての児童・生徒等にとって分かる授業づくりを行っていく必要がある。そのためには、一人ひとりの学びやすさや分かり方に合わせた授業

づくりの視点を持ち、学校全体で授業改善のための校内研究に取り組む必要がある。

6 地域とのつながり・交流及び共同学習

- 特別支援学校に在籍する児童・生徒等が、居住地の小・中学校等で交流し、ともに学習する、交流及び共同学習（居住地交流）では、年度が替わる際に特別支援学校の児童・生徒等の情報が交流先の学校で十分に引き継がれず、継続的な取組みが難しいという課題があった。
- 居住地交流が継続した取組みになるよう、平成 29 年度に「神奈川県立特別支援学校小・中学部児童・生徒の居住地交流ガイドライン」の一部修正を行ったところであり、引き続き居住地の小・中学校の児童・生徒との相互理解の促進を図っていくことが必要である。
- すべての児童・生徒等は地域の中で育つことの再認識や、児童・生徒等同士が相互理解を育むための交流及び共同学習の、継続的な取組みを支える仕組みの検討が必要である。
- 現在導入を進めているコミュニティ・スクールの機能について、十分な活用を検討していくことが望まれる。
- 居住地交流の実施にあたっては、ガイドラインにある居住地交流の継続した取組みの趣旨を踏まえ、引率体制や保護者の負担等に考慮する必要がある。

7 就学相談・支援

- 市町村教育委員会では、インクルーシブ教育の理念を大切にしながら、丁寧な就学相談・支援を行っているが、教育的ニーズの多様化が進む中で、合意形成を図ることが困難な事例にも直面している。
- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものでなく、特別支援学校で学習を積み重ねて、地域の小・中学校に転学する等、児童・生徒等の実態等の変化に応じて検討していく必要があり、継続した就学相談が必要である。
- 文部科学省が示す就学相談の理念をもとに、本県としてより適切な就学相談を行うため、改めて検討する必要がある。

8 進路指導

- 平成 28 年 3 月に卒業した中学校特別支援学級生徒の進路状況は、全国

平均では、高校等（高校全日制、定時制、通信制や高等専門学校等）への進学率が35.7%、特別支援学校高等部への進学率が58.5%であった。本県では、高校等の進学率は21.4%、特別支援学校高等部への進学率は74.5%であり、全国では、3割以上が高校等へ進学する中、本県では2割の進学に留まっている。

- インクルーシブ教育実践推進校等、進学先の選択肢が増えたことを踏まえ、適切な進路選択が可能となるよう情報提供の充実に取り組む必要がある。
- 将来の就労等を見据えて、積極的に特別支援学校高等部への進学を希望する保護者も多い。
- 小学校、中学校、高等学校の各段階で、進学先についての適切な情報提供を行うとともに、本人の希望等を聞き取りながら、本人と保護者が望ましい進路先を選択できるよう、進路相談・指導を進める必要がある。

9 県と市町村の役割分担と連携

- 神奈川には、政令市3市とその他の市町村とがあり、各自治体では状況に応じて通級指導教室や特別支援学級の設置、支援体制等の整備を進めてきたが、人口や財源等、地域により条件が異なる中で、設置状況や支援体制は、地域により異なる状況となっている。
- 特別支援学校の設置については、例えば法令上の役割と、義務教育の担い手としての役割が混在する等、整備を進める上で県と市町村の具体的な役割分担が明確になっていない状況にある。
- 特別支援教育の推進に向け、県と市町村が共通して取り組まなければならない課題の共有が十分とは言えず、教員の専門性の向上や医療的ケアの支援体制整備等について、相互に活用しながら取り組める仕組みづくりの検討も必要な状況にある。

V

神奈川県の中後の特別支援教育

1 インクルーシブ教育推進を踏まえた中後の特別支援教育の基本的な考え方

- 社会状況の変化やグローバル化に伴い、児童・生徒等の実態や教育的ニーズも益々多様化している。すべての児童・生徒等がどこで学んでいてもそのニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、誰もが共に生きる共生社会の実現を図っていくことが求められている。そのためには、子どもの時から、居住する地域において共に学び、共に育つインクルーシブな環境づくりが望まれる。
- 今後、我が国においてインクルーシブ教育の進展が図られる中で、特別支援教育や特別支援学校がもつ意義や役割も、社会の変化とともに変わっていくものと考えられる。
- 特別支援教育やその学びの場の整備については、その時々の中後の社会状況や児童・生徒等の教育的ニーズの変化に的確に対応した「あり方」を常に検討していくことが重要と考える。当検討会においては、こうした観点を踏まえた中で、共生社会の実現を見通した、現時点での特別支援教育の充実に向けた基本的な考えを次のとおり整理した。
 - ・ 神奈川県では、これまでインクルーシブ教育の推進に向け、相互理解を大切にしながらすべての児童・生徒等ができるだけ同じ場で共に学び共に育つ仕組みづくりに取り組むとともに、各学びの場の教育環境や児童・生徒等への支援の充実に向けてきた。
 - ・ 今後も、共生社会をめざすインクルーシブ教育の推進のため、それぞれの学びの場の役割や整備のめざすべき方向性を明確にし、県と市町村が、それぞれの地域で課題等を共有して取り組んでいく必要がある。
 - ・ そのためには、児童・生徒等を支える、教育・医療・福祉・労働等の関係機関のつながりが大切であり、県と市町村が、それぞれの地域で、その役割や状況を踏まえて連携し、必要な支援が適切に行われるよう、切れ目ない連続性のある支援体制を構築していくことが求められる。

2 今後の方向性

(1) 特別支援学校の整備のあり方

特別支援学校は、在籍している児童・生徒等の教育を行う特別支援教育の専門機関であると同時に、地域全体の特別支援教育の推進と充実を支える支援機関としての性格を併せ持つことが求められており、今後はインクルーシブ教育を支える地域の核として、その役割を見直しながら、専門性の充実を図ることが望まれる。

そこで、今後の特別支援学校の整備については、高度の専門性を必要とする、障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズや地域の教育事情を十分に踏まえ、地域の実情を的確に捉えながら、設置義務がある県と、義務教育段階の教育を担う市町村が協力して具体的な検討を進めていくことが必要である。

ア 小・中学校、高等学校等、地域への支援機能の充実

小・中学校、高等学校等における特別支援教育の専門性の向上を図るためには、特別支援学校が、その地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たす事が不可欠であり、その支援機能を一層充実させることが望まれる。

そのためには、大学や関係機関と連携した研究・研修の充実が求められる。

また、地域コミュニティにおける特別支援学校の役割を明確にし、障がいのある児童・生徒等がそれぞれの学校で学べるような共生社会の実現に向けた体制等について、県と市町村が協働して検討していくことが必要である。

- 特別支援学校においては、現在特別支援教育のセンター的機能として取り組んでいる「教員への支援」「研修協力」「相談・情報提供」「関係機関等との連絡調整」等、一層の体制等の充実が望まれる。
- 特別支援学校は、その地域における特別支援教育の推進と充実を支える機関としての性格を併せ持ち、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが求められている。
そのためには、県と市町村との連携により、地域の複数の特別支援学校間で協力しながら、広域のネットワークを活用し、地域全体の支援の充実を図っていくことが必要である。
- 大学や、教育センター等と連携した研究や研修を充実させるための視点としては、「インクルーシブ教育の推進につながるセンター的機能の役割」「地域の学校が主体性を確立していくためのセンター的機能の役割」等のテーマを共有することが考えられる。

イ 県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮した整備

特別支援学校の整備は、市町村のニーズを踏まえ、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを、県と市町村が積極的に連携、協力して検討していくことが望まれる。

その際、地域とのつながりを考慮し、地域の教育資源を活かしながら、特別支援教育の専門性を発揮できるよう、設置場所や設置方法、通学区域等を検討していくことが必要である。

併せて、地域とのつながりを深める上では、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の機能の充実も求められる。

- 整備にあたっては、設置義務がある県がコーディネートし、市町村と連携して検討を進めていく必要がある。
- 設置場所や設置方法の例として、「特別支援学校の新設や建て替え」「周辺の既存校に隣接する形での設置」「統廃合の学校や施設を改修して活用する形での設置」「既存の学校の校舎を共有する形での設置」等が考えられる。
- 域内のすべての児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応えるために、既にその地域に用意されている多様な学びの場の状況を踏まえて、特別支援学校の整備を検討していくことが考えられる。
- 地域とのつながりを考慮した整備を行うためには、地域の理解・協力が必須であり、通学区域等も含めて、県と該当する市町村との一層の連携や調整が必要である。

ウ 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

昭和 54 年の養護学校義務制前後に開校し、築年数が 40 年以上となる県立特別支援学校は、老朽化が進んでいる。今後も、自立と社会参加に向けて、特別支援学校での学びを必要とする児童・生徒等の教育的ニーズに応えていくためには、安全面や衛生面のほか、障がいの重度・重複化、多様化への対応や、時代の流れに適応した、教育内容の充実を図るための施設の改修等が望まれる。

なお、既設校の「養護学校」という校名については、特別支援学校としての教育内容や支援機能の一層の充実が求められていることを踏まえ、検討していくことが必要である。

- 安全・衛生面にかかる整備例としては、医療的ケアを必要とする児童・生徒等への衛生面の保持や、安全面の確保につながる教室等の改修や整備、健康状態を良好に維持するための空調や、配慮食に対応できる厨房の改修等があげられる。
- 教育内容の充実にかかる整備例としては、時代に合わせた職業教育のための設備を整えた特別教室等があげられる。また、障がいの重度・重複化、多様化による障がいの特性や、児童・生徒等の個別の教育的ニーズに対応するための施設・設備の整備が望まれる。
- 既設校の校名検討にあたっては、共生社会の実現に資するための特別支援学校の役割を踏まえ、県立学校として統一感のあるものにすることが望まれる。

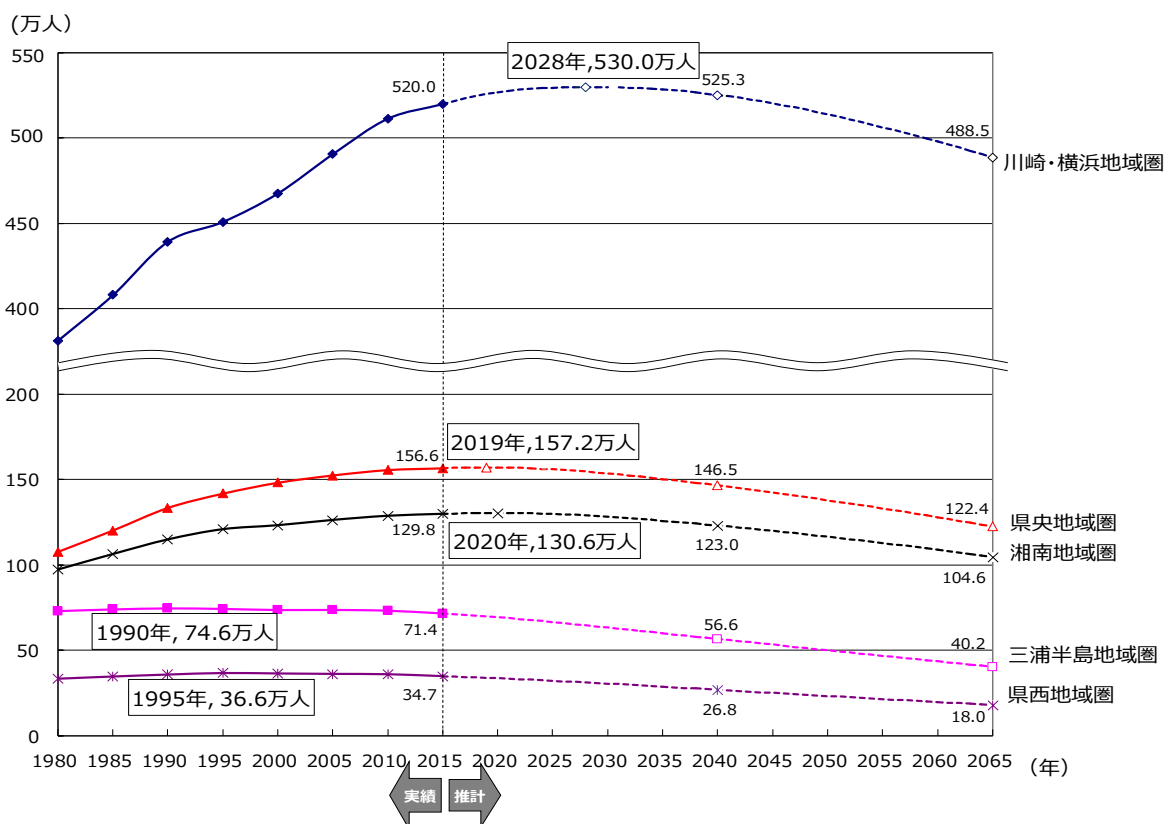
エ 人口増加に伴う地域的課題への対応

今後、人口の増加が見込まれる地域については、特別支援学校での学びを必要とする児童・生徒等の増加も見込まれるため、各市町村との連携のもと、特別支援学校を適切に配置していくことが必要である。

その際、既に設置されている特別支援学校の状況や、その地域における児童・生徒等数の現状と将来的な推移等を踏まえながら、地域ごとにその整備の方向性を明確にすることが望まれる。

- 整備の方向性を決める際には、地域ごとの児童・生徒等数の推移のデータを、県と市町村が共有して、整備方法や期間等を具体的に検討することが大切である。
- 対象となる地域の小・中学校、高等学校等でも、児童・生徒等が、特別支援教育に係る専門的な指導を受けられるよう、特別支援教育のセンターとしての特別支援学校を適切に配置することが求められる。

神奈川県地域政策圏別の将来人口推計（中位推計）



※2015年までの実績値は総務省統計局「国勢調査結果」、2016年以降は推計値。
※□は、各地域圏の人口の最大値。

「神奈川県将来人口推計・将来世帯推計（2018年12月）」
（政策局 政策部総合政策課HPより アクセス日 2020・2・24）

オ 分教室のあり方に関する整理

県立特別支援学校高等部分教室¹²については、県立高校におけるインクルーシブ教育実践推進校の拡充や通級による指導¹³の実施等、多様な学びの場の整備が進められている状況を踏まえながら、これまでの成果と課題を明確にした上で、そのあり方について検討していくことが望まれる。

- 県立高校改革実施計画が進む中で、分教室も、多様な学びの場の一つとして、今後のあり方を整理していくことが求められる。

県立高校改革 実施計画	インクルーシブ教育実践推進校	通級指導導入校
I 期 平成 28 年度～ 令和元年度	平成 29 年度～ パイロット校 3 校 (茅ヶ崎、足柄、厚木西)	平成 30 年度～ 3 校 (自校通級) (生田東、保土ヶ谷、綾瀬西)
II 期 令和 2 年度～ 令和 5 年度	令和 2 年度～新規 11 校 (城郷、霧が丘、川崎北、上矢部、津久井浜、湘南台、二宮、伊勢原、綾瀬、上鶴間、橋本)	令和 2 年度～新規 1 校 (他校通級 ¹⁴) (横浜修悠館)

- 検討にあたっては、インクルーシブ教育実践推進校における知的障害のある生徒の高校入学者数の推移や、分教室への入学者数の状況を把握し、併せて、分教室における教育的ニーズに応じた教育課程の工夫や、分教室在籍生徒の卒業後の進路の状況等も踏まえる必要がある。
- これまでの分教室の取組みについて、「障がいの軽度な生徒の学習の場」「共に育ちあう教育の場」「分教室と高校の協働・連携」等の観点から、成果と課題を整理する必要がある。

¹² P14 表参照。

¹³ 大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。

¹⁴ 生徒が他の学校に設置した通級指導教室に定期的に通い、指導を受ける形態。

(2) 医療的ケアのあり方

医療技術の進歩により、医療的ケアを必要とする児童・生徒等数が増加するとともに、医療的ケアの高度化・複雑化が進んでいる。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒等は、特別支援学校だけではなく、小・中学校にも在籍しており、県と市町村がそれぞれの役割を担い、医療的ケアを必要とする児童・生徒等が安全に安心して学校生活を送るための体制整備をさらに進めていくことが望まれる。

ア 特別支援学校における医療的ケアへの対応

高度な医療的ケアを含めた、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の増加に対応するため、引き続き日常的な学校生活の他、行事等の対応も考慮した看護師や医師の配置、職員研修、安全管理体制、医療や福祉機関との連携等の実施体制の改善に向けた検討が望まれる。併せて、通学支援について、安全面に十分に配慮した専門的な見地からの検討が望まれる。

- 県立特別支援学校においては、現在は、医療的ケアを実施している児童・生徒等数に基づき、各校へ看護師を配置しているが、今後は、実施する医療的ケアの専門性の高さや、重症度等に応じて配置をする等、新たな考え方の検討が必要である。
- 看護師対象の研修については、人工呼吸器療法に関する講義項目を充実させるとともに、高度な医療的ケアへの対応経験の少ない看護師に対し、病院等と連携し、実習等を実施することにより、技能向上の機会を作ることが求められる。
- 医師との連携体制について、月 1 回行われている医師による巡回診療の回数を再検討する等、担当医体制のさらなる充実が求められる。

イ 小・中学校等における医療的ケアへの対応

小・中学校等における、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援について、各市町村が主体となって、必要な体制整備を推進していくことが望まれる。

県は、引き続き、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」¹⁵により、支援を充実させていくことが必要である。

- 各市町村は、本県で平成30年度より、政令市を除く市町村を対象に取り組んでいる「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を効果的に活用し、引き続き、必要な体制整備を推進することが求められる。
- 県には、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心して地域の学校に通えるよう、市町村が安全に医療的ケアを実施できる体制の整備を積極的に支援することが求められる。
- 県と市町村は、これまでの取組みにおける成果や課題について、全県で共有する機会を設けるとともに、その成果と課題を検証する中で、各市町村における医療的ケアの仕組みの構築に生かしていくことが大切である。

¹⁵ P13 参照。

ウ 医療的ケアの内容が高度化・複雑化することへの支援体制の充実

今後の医療的ケアの対応については、学校だけで対応することは難しく、医療機関や福祉機関とのより一層の連携・協力が望まれる。

今後は、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の教育的ニーズを踏まえ、医療的ケアの実施上の課題に対応するため、地域で取り組まれている事業等との関連付けや活用をこれまで以上に図りながら、よりよい体制等について検討していく必要がある。

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の状況等について、日ごろから関係機関で情報共有していく中で、継続した支援体制の充実を図ることが必要である。
- 緊急時・災害時の対応について、医療的ケアを必要とする児童・生徒等に、一人ひとりの状態に応じた、適切な対応ができるよう、近隣医療機関等との連携協力体制を作っておくことが必要である。
- 通学支援について、福祉、医療と教育との連携や協力を含めて、よりよい支援体制を検討することが望まれる。

(3) 県と市町村の役割分担のあり方

共生社会の実現を目指すには、神奈川県の中のどの地域に居住していても、またどの学校種に在籍していても必要な支援が適切に受けられるよう、全県における特別支援教育の充実を図ることが望まれる。

そのために、各学びの場の整備、就学相談・支援の充実、交流及び共同学習の充実、切れ目ない支援体制の構築等、一人ひとりの児童・生徒等々の教育的ニーズへの対応と、その基礎となる環境整備について、県と市町村がどのように役割分担をし、連携・協働していくのか具体的に検討していくことが望まれる。

ア 各学びの場の教育環境や支援の充実

すべての児童・生徒等ができるだけ共に学び共に育つことができる教育環境の整備に取り組むために、市町村においては、より一層小・中学校等と特別支援学校との連携を深め、一人ひとりの教育的ニーズに対応した効果的な教育課程を柔軟に編成する等、校内の特別支援教育の充実を図ることが望まれる。

一方、県においては、特別支援学校での学びを必要とする児童・生徒等の学びのニーズに応じていくため、その専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの状況に適した進路選択ができるような高校教育段階の多様な学びの場の充実を図っていくことが望まれる。併せて、市町村への専門的見地からの支援を行うことが求められる。

- 小・中学校等においては、すべての児童・生徒等ができるだけ共に学び共に育つことができるよう、分かりやすい授業づくりをすすめるために、一人ひとりの教育的ニーズに対応した効果的な教育課程の編成や、授業改善の研究に、県と市町村が連携して取り組むことが望まれる。
- 小・中学校等においては、多様な教育的ニーズのある児童・生徒等が、できるだけ共に学ぶことができるよう、教育相談コーディネーターを核とした、校内の人的・物的資源の効果的な組み合わせによる校内体制整備等、各市町村の状況に応じた取組みの、一層の充実が考えられる。
- 県においては、県立総合教育センターをはじめ、広く大学や企業等との連携による研究に取り組み、特別支援学校の専門性をさらに向上させていくことが求められる。また、これまでも連携実施している大学、大学院派遣等の機会等を活用した、人材育成への取組みが今後も引き続き

必要である。

- 県においては、全県で特別支援教育を推進していくために、特別支援教育の専門性向上のための研究・研修の充実を図る必要がある。例えば、これまでも取り組まれている、「特別支援学級を担当する教員の研修」や、「教育相談コーディネーター養成研修講座」等のさらなる充実が求められる。
- 県においては、中学校における進路指導の充実に資するため、高校教育段階の多様な学びの場に関する情報を効果的に発信し、市町村との情報共有の充実を図ることが求められる。
- 県と市町村の人事交流の活性化による特別支援教育の充実も求められる。

イ 就学相談・支援の充実

平成 25 年 9 月の学校教育法施行令一部改正の趣旨をふまえ、就学相談・支援を、県と市町村がそれぞれ連携・協働して適切に進めていくことが求められる。

市町村においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒一人ひとりの適切な就学先を決定していくための手続きの流れや内容、教育的ニーズに応じた学びの環境等について、本人、保護者に必要な情報を提供し、合意形成を図ることが望まれる。

県には、市町村と連携して円滑な合意形成、適切な就学先決定に必要な支援をしていくことが求められる。

また、就学後も、児童・生徒の教育的ニーズの変化等に、適切に対応するため、県と市町村で連携し、継続的かつ柔軟な教育相談・支援を行うための仕組みについても検討していくことが必要である。

- 対象となる児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを踏まえて適切な就学先を決定していくため、県と市町村が、取組み状況の共有や関係者間の調整を行う等、円滑な合意形成や適切な就学先の決定に向けて、より連携して取組むことが求められる。
- 県と市町村は、相互に連携し、児童・生徒の発達の程度や適応の状況等を勘案しながら、柔軟な就学先変更を可能とするなど、就学後も含めた教育相談・支援のあり方について検討していくことが必要である。
- 県と市町村のインクルーシブ教育の推進状況を踏まえた、就学相談・支援のあり方について、適宜検討していく必要がある。

ウ 交流及び共同学習の充実

各学校においては、様々な形態や内容の交流及び共同学習を工夫して実施し、児童・生徒の相互理解を促進していくことが期待される。

県と市町村は、その取組みが効果的に行われるよう、関係校への支援を積極的に行うことが望まれる。

- 交流及び共同学習の取組みの充実に向けては、活動内容等の工夫について、各学校における取組み事例を相互に共有していく中で、意義のある実践が積み重ねられていく必要がある。
- 県と市町村には、例えば居住地交流の実施状況の把握、評価や引継の方法、取組み事例の共有や各学校への情報提供等、交流及び共同学習が、学校間で効果的に行われるよう、支援を工夫していくことが求められる。

エ 切れ目ない支援体制の構築

就学前から卒業後まで、安心して地域で学び、生活できるよう、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、個別の支援計画¹⁶等を効果的に活用し、情報共有を図りながら、連続性のある支援が適切に行われることが望まれる。

そのために、県も市町村も、関係部局や関係機関との連携、調整に努め、情報共有を図りながら、切れ目ない支援体制の構築を図っていくことが必要である。

- 就学前においては、居住する市町村内の福祉や医療等の関係機関が連携した早期療育、早期支援の仕組みづくりが、県内のどの市町村でも格差なく推進されることが望まれる。
- 就学や転学等、学びの場を変更する状況が生じた場合には、連続性のある学びを保障する観点から、前籍校と現籍校間での情報共有や、協働した支援が行われるように支援体制を整備することが望まれる。例えば、病院退院後に感染症予防等で自宅療養中の児童・生徒の復学支援について、県と市町村や医療機関とが連携し、学習支援を行える仕組みを構築すること等が考えられる。
- 就学前から卒業後まで、安心して地域で学び、生活ができるように、個別の支援計画等を活用し、学校間、関係機関との連携や、情報の共有を切れ目なく図る必要がある。

¹⁶ P 12 参照。

まとめ

「神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会」は、平成30年8月から、令和元年度末までの間、7回にわたり開催されました。その間、今後の神奈川県の特例支援教育のあり方の「これまで」と「これから」について、学識経験者、医療関係者、福祉関係者、PTA関係者、学校関係者、行政関係者等、様々な立場からの知見を得る中で、本報告書をまとめるに至りました。

共生社会の実現、インクルーシブ教育の充実といった理念は世界の標準となっています。こうした理念のもと、だれもが共に生きる共生社会の実現を図っていくためには、子どもの時から共に学び、共に育つ、インクルーシブな学校づくりが求められています。

神奈川県においては、その時々々の社会状況や、特例支援教育の現状を正しく把握し、当事者・保護者の教育的ニーズに寄り添い、必要な支援に丁寧に取組むとともに、その時々々の社会状況や、子どもたちの状況の変化に的確に対応した「支援教育のあり方」を常に検討し、特例支援教育に係る支援体制整備を進めていくことが望まれます。

そのためには、子どもたちを支える教育・医療・福祉・労働等の関係機関のつながりを大切にし、県と市町村が、それぞれの地域で、主体的かつ積極的にその役割や状況を踏まえる中で、一層の連携を図っていくことが必要とされます。

本検討会の結果を踏まえて、多くの子どもたちの豊かな教育が実現されることが望まれます。そして、神奈川県が、取組みの方向性を明確にするとともに、インクルーシブ教育の進展を踏まえた今後のすべての学校における特例支援教育をより一層充実させる中で、インクルーシブな学校づくりと、共生社会の実現に向けて、着実に前進していくことに期待しています。

令和2年3月

神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会

副会長 **田村 順一**